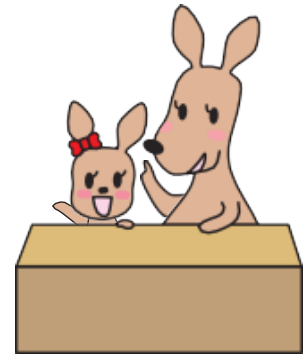


遺言書保管制度の オンライン手続の試行 を実施中です！



試行 1 保管申請の事前チェック ▶▶▶ P1~

提出書類の写し (PDFまたは画像ファイル) を事前に **電子メール** でお送りいただければ、形式面の **事前チェック** を行います。



- ※ 事前チェックを受けることで、**保管申請当日の手続がスムーズになります。**
- ※ 保管申請をするには、これまでどおり、遺言者本人の来庁が必要です。来庁日時をご予約の上、提出書類 (原本) をご持参ください。

岐阜地方法務局管内では、本局のみで実施してしている取組です。

試行 2 変更の届出のメール提出 ▶▶▶ P7~



遺言者、受遺者、遺言執行者、指定者通知の対象者等の住所、氏名などの **変更の届出** について、**電子メール** で提出することができます。

- ※ 遺言者の本籍、国籍または戸籍の筆頭者の変更の届出や、法定代理人による届出など、一部の種類の届出は、メール提出の対象外です。

東京法務局本局のみで実施してしている取組です。

(注意)

試行 1 は一部の法務局 (39都道府県・68遺言書保管所) において、試行的に実施している取組です。 ※ **全国の試行の実施庁については、[こちら](#)をご確認ください。**

1 取組の概要

対象の遺言書保管所（法務局）に遺言書の保管の申請をする場合には、その申請の提出書類について、**ご希望があれば、事前に形式面のチェックを行います。**

希望される場合には、P 3～6 のとおり、電子メールで、遺言書、申請書、添付書類の写し（注）をお送りください。

事前チェックを受けることにより、保管申請当日の手続がスムーズになります。

（注）一部の書類のみについて事前チェックを受けることも可能です。

また、電子メールでご質問（提出書類の形式面に関することに限ります。）をいただくこともできます。

電子メールによる事前チェックを受けるかどうかは、任意です。これまでどおり、事前チェックを受けずに、予約の上、来庁いただいても構いません。

※ 事前チェックについての留意事項

✓ 事前チェックを受けた後は、従来どおり、遺言書保管所（法務局）の窓口で遺言者本人が出頭し、申請書類一式の原本を提出して保管申請をしていただく必要があります（詳しくは、P 5～6 をご覧ください）。

✓ 事前チェックは、あくまで、申請書・遺言書・添付書類の**形式面について、不備がないかを確認**するものです。

遺言の内容に関するご相談には、応じることはできません。また、遺言書の有効性を保証するものでもありません。

遺言書の内容についてご不明な点がある場合には、弁護士などの法律の専門家への相談や、公正証書遺言の利用を検討してください。

✓ 事前チェックは、**保管申請手続の完了を保証するものではありません。**

正式な審査は保管申請を受けた後に行いますが、その審査の結果、訂正や書類の追加が必要になる場合もありますので、ご了承ください。

2 対象の申請

岐阜地方法務局本局への、遺言書の保管の申請が対象です。

※ 保管の申請の管轄についての留意事項

✓ 遺言書の保管の申請には、管轄があります。
岐阜地方法務局本局の管轄は、岐阜県全域になりますので、以下のいずれかに該当する場合には、岐阜地方法務局本局に申請をすることができます。

- 1 岐阜県内に遺言者の住所地がある場合
- 2 岐阜県内に遺言者の本籍地がある場合
- 3 岐阜県内に遺言者の所有する不動産の所在地がある場合

(注) 管轄の例外

すでに遺言書保管所に遺言書を保管している遺言者が、追加で他の遺言書の保管を申請する場合には、申請先は、すでに遺言書を保管している遺言書保管所に限られます。

たとえば、すでに岐阜地方法務局本局に遺言書を保管している遺言者が、追加の遺言書の保管を申請する場合には、岐阜地方法務局本局以外の遺言書保管所に申請することはできません。

✓ 岐阜県内にある遺言書保管所は、岐阜地方法務局本局のほか、八幡支局、大垣支局、美濃加茂支局、多治見支局、中津川支局、高山支局があります。

いずれも、岐阜県全域を管轄しています。いずれに申請（来庁）するかは、遺言者が選ぶことができます。

✓ 電子メールによる事前チェックは、岐阜地方法務局本局のみで行っている試行的な取組です。

八幡支局、大垣支局、美濃加茂支局、多治見支局、中津川支局、高山支局に申請（来庁）する場合には、電子メールによる事前チェックを受けることはできませんので、ご注意ください。

3 手続の流れ

- ① 遺言書、申請書、添付書類の準備 ▶▶▶ ② 電子メールの送信
▶▶▶ ③ 来庁予約 ▶▶▶ ④ 来庁（申請） ▶▶▶ ⑤ 保管証受取

1 遺言書、申請書、添付書類の準備

遺言書、申請書、添付書類を準備してください。

※ 遺言書、申請書、添付書類の詳細

- 遺言書、申請書の準備に当たっては、以下のホームページを参考にしてください。

- ▶ 遺言書の様式等についての注意事項

<https://www.moj.go.jp/MINJI/03.html>



- ▶ 申請書の様式、記載例

<https://www.moj.go.jp/MINJI/06.html>



※【3】の「01 遺言書の保管の申請」の欄をご覧ください。

- 遺言書の内容についてご不明な点がある場合には、弁護士などの法律の専門家に相談することや、公正証書遺言の利用を検討してください。

- 添付書類は、以下をご準備ください。

- ✓ 住民票の写し（本籍と戸籍の筆頭者の記載のあるもの）

※ マイナンバー（個人番号）や住民票コードの記載のないものを準備してください。

※ 外国人の方など、住民票の写しを準備できない方は、別途ご相談ください。

- ✓ （遺言書が外国語により作成されている場合）日本語による翻訳文

※ メール送信の際は、個人情報の一部をマスキング処理したものを送信しても構いません。来庁して申請する際は、マスキング処理していないものを提出してください。

2 電子メールの送信

① の書類のうち、事前チェックを受けたいものについて、写し（遺言書・添付書類については、各ページを撮影した画像ファイルまたはスキャンしたPDFファイル。申請書については、ホームページに掲載している申請書の様式に、必要事項を入力したファイル。）を、以下のとおり、電子メールで送信してください。

（注意）

メールの送信だけでは、保管手続は完了しません。事前チェック後、遺言者本人が遺言書保管所に来庁の上、原本を提出する必要がありますので、必ず③以降の手続も行ってください。

<送信方法>

- ✓ 送信先のメールアドレスは、「tetudukiannai-gifu@moj.go.jp」です。
- ✓ メールのタイトルは、「保管申請のメール相談」としてください。
- ✓ メール本文に、申請人の氏名と電話番号を記載してください。

<添付ファイルの形式>

- ✓ ファイル形式は、次のとおりとしてください。

ファイル形式	拡張子
PDF形式	.pdf
JPEG形式	.jpg 、 .jpe または .jpeg
GIF形式	.gif
PNG形式	.png
TIFF形式	.tif または .tiff
BMP形式	.bmp
WEBP形式	.webp
HEIC形式	.heic
HEIF形式	.heif
SVG形式	.svg

- ✓ 遺言書・添付書類の撮影・スキャンは、内容が判読できる鮮明なものとしてください。

<留意事項>

- ✓ 1 通のメールに添付するファイルは、合計で20MB以内としてください。
20MB以内に収まらない場合には、複数通に分けて送信していただいても構いませんが、その場合には、メール本文にその旨を記載してください。
 - ✓ 遺言書保管所では、セキュリティ上、HTML形式のメールの記述（メール本文への画像の埋め込み等）をされても、その内容を確認することができません。
テキストメール形式でメールを送信いただくようお願いします。
 - ✓ このほか、遺言書保管所のメールソフトのセキュリティ設定上、スパムメールと判断されて、メールを受信することができない場合があります。
そのため、受信状況をお伝えすることができるよう、遺言書保管所において事前チェックの依頼メールを受信した場合には、必ず、**3 日以内（土日祝、年末年始を除く）**に遺言書保管所から返信するようにいたします。
- 重要** **遺言書保管所から3日以内に返信がない場合には、**メールが到達していない可能性がありますので、**必ず岐阜地方法務局本局の遺言書保管所（058-245-6720、受付時間：平日、午前9時～午後5時）までお電話いただきますようお願いいたします。**
- ✓ メールアドレスの入カミスによる誤送信にご注意ください。
心配な方は、まず「テストメール」というタイトルでテストメールを送ることをおすすめします。テストメールを受信したら、遺言書保管所から、その旨を返信します。
 - ✓ 添付ファイルにパスワードを設定した場合には、電話や別メールなどの適宜の方法で、遺言書保管所に、読み取り用パスワードをお知らせください。
 - ✓ ご質問（形式面に関することに限ります。）がある場合には、メール本文に記載するか、ワードファイル等に記載して送信してください。

3 来庁予約

事前チェックが完了したら、遺言書保管所から返信しますので、遺言書保管所への来庁の**予約をとってください。**

予約方法については、以下のホームページをご覧ください。

<https://www.moj.go.jp/MINJI/08.html>



4 来庁（申請）

予約した日時に、**遺言者本人**が窓口（岐阜市金竜町五丁目13番地 岐阜合同庁舎2階 岐阜地方法務局供託課内遺言書保管所窓口）にお越しください。

※ アクセスは、以下のホームページでご案内しています。

<https://houmukyoku.moj.go.jp/gifu/table/shikyokutou/all/honnkyoku.html>



来庁の際は、**次のア～ウを必ず持参してください。**

※ 事前チェックを受けているかどうかにかかわらず、全てを持参してください。

ア 遺言書、申請書、添付書類の原本一式

✓ 遺言書・申請書の各ページは、ホチキス留めはせず、バラバラのままお持ちください。封筒も不要です。

イ 顔写真付きの官公署から発行された身分証明書

✓ 例：マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券 など
✓ 有効期限のある身分証明書は、有効期限内のものに限られます。

ウ 手数料

✓ 遺言書1通につき、3,900円
✓ 収入印紙で納付します。収入印紙は、法務局の庁舎内の収入印紙の販売窓口又はお近くの郵便局等で購入することもできます。担当者から指示があったら、手数料納付用紙に貼付して納めてください。

5 保管証受取 → 手続完了

手続が完了すると、その場で保管証をお渡しします。

遺言者及び相続人等が保管申請後の各種手続をされる際は、保管番号があると便利ですので、大切に保管してください。

試行 2

変更の届出のメール提出

1 対象の手続

東京法務局本局のみで実施している取組です。
なお、全国どこの法務局で遺言書を保管している場合でも、東京法務局本局に届出をすることができます。

東京法務局本局への変更の届出については、一部のものを除いて(※)、電子メールにより提出することができます。

電子メールによる届出の可否の全体像は、以下のとおりとなります。

遺言者本人による届出 → 以下の緑色の事項がメール提出の対象

遺言者の以下の情報	
氏名【注1】	住所【注1】
生年月日【注1】	電話番号
本籍（外国人の場合は国籍）	戸籍の筆頭者の氏名

メール提出の対象【注1】
【注1】海外居住者を除く

メール提出の対象外

受遺者・遺言執行者等の以下の情報	
氏名（法人の場合は名称）	住所
生年月日	会社法人等番号（法人の場合）

メール提出の対象

通知対象者の以下の情報 ※死亡時の通知の指定をしている場合	
氏名（法人の場合は名称）	住所

【注2】変更の届出により、通知対象者自体を変更することも可能です。

法定代理人（成年後見人など）による届出 → メール提出の対象外

(※) 以下は**対象外**となります。通常どおり、持参または郵送で届出をしてください。

- ① **遺言者の本籍**（外国人の場合は**国籍**）または**戸籍の筆頭者の氏名**の変更の届出
- ② **遺言者が日本国外に居住している場合**における、**遺言者の氏名、住所**または**生年月日**の変更の届出
- ③ **法定代理人**（成年後見人など）による変更の届出

〔参考〕

▶ 変更の届出とは

- ✓ 前のページの表に記載している遺言者、受遺者・遺言執行者等、死亡時の指定者通知の通知対象者の情報に変更が生じたときは、遺言者は、変更の届出をする必要があることが、法令で定められています。
- ✓ **変更の届出がされないまま**と、相続人、受遺者・遺言執行者等が遺言書の内容を確認できない、死亡時の指定者通知が届かないなど、**手続がスムーズに進まないおそれがあります**ので、必ず届出をしていただきますようお願いします。

▶ 変更の届出の方法

- ✓ 変更の届出は、東京法務局本局への**メールでの提出の方法**のほかに、これまでどおり、**全国の遺言書保管所（法務局）の窓口**に持参する方法または**郵送する方法**により、提出することもできます。
- ✓ 東京法務局本局に対しても、**メールでの提出の方法**のほかに、これまでどおり、**窓口**に持参する方法または**郵送する方法**により、提出することができます。
- ✓ 持参または郵送の方法により変更の届出を行う場合の手続の詳細は、以下のホームページをご覧ください。

<https://www.moj.go.jp/MINJI/02.html#todokede>



▶ 死亡時の指定者通知の対象者の拡充について

- ✓ 死亡時の指定者通知の対象者は、これまで、相続人、受遺者・遺言執行者等のうち1名に限定されていましたが、令和5年（2023年）10月2日から、**これらの者に限定されず、3名まで指定できるようになりました**。
過去に遺言書の保管の申請をして、通知対象者をすでに1名指定している場合であっても、変更の届出により、通知対象者の追加や変更をすることが可能です。
- ✓ こうした**通知対象者の変更の届出も、メール提出により行うことができます**。

2 電子メールに添付いただくもの

電子メールに、次の(1)～(3)を添付してください。

(1) 届出書

- ✓ 届出書の様式は、以下のホームページに掲載しています。
必要事項を入力したファイルを、メールに添付してください。

https://www.moj.go.jp/MINJI/common_igonsyo/pdf/001321936.pdf



- ✓ 届出書の記載例は、以下のホームページに掲載しています。

https://www.moj.go.jp/MINJI/common_igonsyo/pdf/04_kisairei.pdf



(2) (受遺者・遺言執行者等、指定者通知対象者に関する届出の場合のみ)

届出人の生年月日（または住所）と氏名が確認できる資料の写し **2点**

遺言者に関する変更の届出の場合には、不要です。

- ✓ 2点のうち1点は、必ず、官公署発行の証明書の写しとしてください。
証明書の例は、次ページの「※1」をご覧ください。
- ✓ 上記の資料を撮影した画像ファイル、または、スキャンしたPDFファイルを用意してください。ファイル形式は、「※2」のとおりとしてください。
- ✓ 内容の判読ができるよう、鮮明に撮影・スキャンしてください。

(3) チェックシート

遺言者に関する変更の届出の場合には、法務局が住基ネットを利用することについての同意欄にチェックが必要です。

- ✓ チェックシートの様式は、以下のホームページに掲載しています。
必要事項を入力したファイルを、メールに添付してください。

https://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/page000001_00977.html



※ 1 届出人の生年月日（または住所）と氏名が確認できる資料の例

- ア 官公署発行の証明書の例（1点または2点）：
マイナンバーカード（表面のみ）／ 運転免許証（表面・裏面）／
運転経歴証明書（表面・裏面）／ 旅券（顔写真があるページ）／
在留カード（表面・裏面）／ 特別永住者証明書／ 住民票の写し／
国民健康保険等の資格確認書／ 介護保険の被保険者証／
国民年金手帳／ 基礎年金番号通知書／ 年金証書／
身体障害者手帳／ 印鑑証明書 等
- イ 官公署が発行した証明書以外の資料の例（アの証明書が1点のとき）：
消印付きの郵便物 等

（注）2点用意してください。うち1点は、必ず、官公署発行の証明書の写しとしてください。

※ 2 添付することのできるファイル形式

添付することのできるファイル形式は、次のとおりです。
これ以外は、法務局でファイルを開くことができませんので、お控えください。

ファイル形式	拡張子
PDF形式	.pdf
JPEG形式	.jpg、.jpe または .jpeg
GIF形式	.gif
PNG形式	.png
TIFF形式	.tif または .tiff
BMP形式	.bmp
WEBP形式	.webp
HEIC形式	.heic
HEIF形式	.heif
SVG形式	.svg

3 電子メールの送信方法

<送信方法>

- ✓ 送信先のメールアドレスは、「igon01-1-tokyo@moj.go.jp」です。
- ✓ メールのタイトルは、「変更の届出」としてください。
- ✓ メール本文に、届出人の氏名と電話番号を記載してください。

<留意事項>

- ✓ 1通のメールに添付するファイルは、合計で20MB以内としてください。
20MB以内に収まらない場合には、複数通に分けて送信していただいても構いませんが、その場合には、メール本文にその旨を記載してください。
- ✓ 遺言書保管所では、セキュリティ上、HTML形式のメールの記述（メール本文への画像の埋め込み等）をされても、その内容を確認することができません。
テキストメール形式でメールを送信いただくようお願いします。
- ✓ このほか、遺言書保管所のメールソフトのセキュリティ設定上、スパムメールと判断されて、メールを受信することができない場合があります。
そのため、受信状況をお伝えすることができるよう、遺言書保管所において届出書のメールを受信した場合には、必ず、3日以内（土日祝、年末年始を除く）に遺言書保管所から返信するよういたします。

重要

遺言書保管所から3日以内に返信がない場合には、メールが到達していない（届出を受理することができない）可能性がありますので、**必ず、東京法務局本局の遺言所保管所**（直通番号：03-5213-1441、受付時間：平日午前9時～午後5時）**までお電話いただきますようお願いいたします。**

- ✓ メールアドレスの入力ミスによる誤送信にご注意ください。
心配な方は、まず「テストメール」というタイトルでテストメールをお送りいただくことをおすすめします。テストメールを受信したら、遺言書保管所から、その旨を返信します。
- ✓ 添付ファイルにパスワードを設定した場合には、電話や別メールなどの適宜の方法で、遺言書保管所に、読み取り用パスワードをお知らせください。

参考

■ 遺言書保管制度ホームページ

遺言書保管制度の詳細は、以下のホームページをご覧ください。

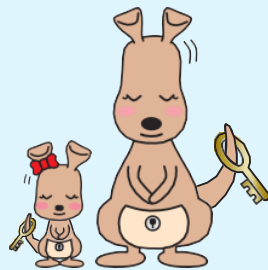
https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html



■ 根拠規定

遺言書保管制度やオンライン手続の取組は、以下に基づいて実施しています。

- 法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成30年法律第73号）
<https://laws.e-gov.go.jp/law/430AC0000000073>
- 法務局における遺言書の保管等に関する政令（令和元年政令第178号）
<https://laws.e-gov.go.jp/law/501CO0000000178>
- 法務局における遺言書の保管等に関する省令（令和2年法務省令第33号）
<https://laws.e-gov.go.jp/law/502M60000010033>
- 遺言書保管事務取扱手続準則（令和2年5月11日付け法務省民商第97号民事局長通達）
https://www.moj.go.jp/MINJI/common_igonsyo/pdf/igonsyo_jyunsoku.pdf
- 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）
<https://laws.e-gov.go.jp/law/414AC0000000151>
- 法務省の所管する法令の規定に基づく情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（平成15年法務省令第11号）
<https://laws.e-gov.go.jp/law/415M60000010011>
- 電子情報処理組織による変更の届出の定め（令和7年3月4日東京法務局遺言書保管官決定）
<https://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/content/001435920.pdf>



■ お問合せ先

岐阜地方法務局供託課 遺言書保管所

電話番号：058-245-6720（直通）

所在地：岐阜市金竜町五丁目13番地 岐阜合同庁舎